

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年9月21日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：33件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	活性炭ホールドアップ装置の吸着塔温度記録計に指示値打点駆動部の不良による記録用紙への打点不良が認められたため、当該記録計を修理	GⅢ	
2	2号機	保全サイクル保全計画書において、記載漏れ等3件（①「原子炉格納容器隔離弁」の簡易点検の記載漏れ、②非常用ガス処理系トレインの保全の重要度の記載間違い、③原子炉補機冷却水ポンプ簡易点検の点検周期の改訂漏れ）の不備が認められたため、当該計画書を改訂。	GⅡ	
3	2号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（22-19）のアクュームレータ充填水の排水操作時、ドレン排出弁（150弁）に全閉位置の保持不良が認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
4	2号機	原子炉建屋1階制御棒駆動水圧系スクラム排出容器室（A）入口扉にノブの空回り、及び施錠不良が認められたため、当該扉を点検・修理	GⅢ	
5	3号機	定期事業者検査成績書「配管内厚測定検査（T1）」の検査記録に検査日付の記載漏れが認められたため、当該検査成績書を訂正	GⅡ	
6	3号機	コントロール建屋ケーブル処理室の壁面に塗装の剥離箇所が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
7	3号機	主復水器細管洗浄装置循環ポンプ（6台）の封水配管のストレーナに詰まりが認められたため、当該ストレーナを点検・清掃	GⅢ	
8	3号機	起動準備作業に伴う制御棒動作確認試験において、制御棒（46-11）を挿入操作した際、「制御棒位置検出器異常」警報が瞬時発生し、復帰する事象が発生した。その後、再現試験を行ったが、再現はなかった。制御棒位置表示機能に問題はなし。	GⅢ	
9	3号機	所内ボイラ室空調局所空調機空調ユニットの給気フィルタに詰まりが認められたため、当該フィルタを点検・清掃	GⅢ	
10	3号機	起動準備作業に伴い炉心スプレイ系（A）系を自動起動可能な状態にするための操作を行った際、同系統が自動で動作しない状態を警告するための表示灯（待機不全ランプ）が点灯したままであった。確認の結果、同ポンプ入口弁の待機不全検出用位置検出スイッチの接点のズレによるものと認められたため、当該スイッチの接点位置を調整	GⅡ	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
11	3号機	高圧注水系ポンプ駆動用タービンの排気側ドレンポットに「水位高」警報が発生した。確認の結果、同ドレンポットのレベルスイッチの動作不良と推定されたため、当該レベルスイッチを点検	G III	
12	3号機	漏えい検出系漏えい検出温度記録計の主蒸気逃し安全弁(G)の漏えい検出温度指示値に指示値不良が認められた。確認の結果、温度検出器配線の接触不良が確認されたため、当該配線を修理	G III	
13	3号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン(B)の蒸気止め弁シートドレン弁「閉」操作時に同弁が過負荷により停止する事象が発生した。確認の結果、機器に異常のないことを確認した。また再現試験を行ったが再現はなかった。対応検討	G III	
14	3号機	主タービン潤滑油系油清浄装置油フィルターポンプ軸封部より潤滑油の微量な漏えい、及び床への滴下(約1.3リットル)が認められたため、当該油を除去。なお、油受け容器を設置していたが、当該ポンプ本体を伝わり床へ滴下したものであった。	G III	
15	4号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器のベント弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
16	4号機	廃棄物処理建屋1階大物搬入口近傍の天井近くを通過している配管の放射線遮へい用鉛板の一部が落下していることが認められたため、当該部を点検・修理、また当該区域を立入禁止区画に設定	G II	
17	5号機	シャワードレンタンク(A)貯留水の放出前水質分析において、pH値(水素イオン濃度)が放出基準値(5.8~6.0)を満足していないことが認められたため、当該貯留水を中和処理	G III	
18	5号機	取水設備除塵装置の洗浄水路およびスクリーンハウジング内部に貝類の付着が認められたため、当該部を清掃	対象外	
19	5号機	非常用ガス処理系放射線モニタサンプルポンプ(B)のフィルタに汚損が認められたため、当該フィルタを清掃	対象外	
20	5号機	所内ボイラ(A)戻り重油流量積算計に異音の発生が認められたため、当該計器を点検・修理	G III	
21	6号機	所内ボイラー側蒸気圧力調整弁入口逆止弁点検において、弁座シート面にクラックが認められたため、当該部を修理	G III	
22	6号機	制御棒駆動水圧制御ユニットへの水の充填操作において、同制御ユニット7つに充填水入口弁(113弁)のシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
23	6号機	原子炉建屋6階の所内圧縮空気系作業用圧縮空気供給ボックス内の空気供給元弁に空気の微量リークが認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
24	6号機	床ドレン中和タンク(C)液位記録計の表示用操作パネルの一部(蝶番部)に破損が認められたため、当該部を修理	G III	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
25	6号機	残留熱除去系熱交換器（A）出口側廃棄物処理設備2次移送弁及び残留熱除去系停止時冷却モード入口内側隔離弁の弁取付開度指示計に指示値不良（指示ずれ）が認められたため、当該指示計を点検	G III	
26	6号機	気体廃棄物処理系冷水ポンプ軸封部のリーク水受け容器の排水配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	G III	
27	6号機	所内ボイラ室地下1階手洗い場の排水配管支持物取付部（壁）より地下水の発生が認められたため、調査後、修理	G III	
28	6号機	定期事業者検査「制御棒駆動機構機能検査」において、制御棒2本（14-39・26-35）に引抜き時間の判定値外れ、及び制御棒2本（06-35・10-27）に挿入時間の判定値外れが認められたため、当該制御棒の動作時間を調整後、再検査を実施	G III	
29	6号機	当社社員が原子炉建屋6階で作業を行った際、同エリアが全面マスクの着用期間中であることを見逃し、同マスクを着用せずに入域したことが認められたため、対応を検討。同社員の顔面に汚染がないことから、内部取込はないものと判断。	G II	
30	6号機	残留熱除去海水系熱交換器（B）入口配管排水弁に微量のシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
31	6号機	主発電機密封油ストレナ差圧指示計に指示値不良（ダウンスケール）が認められたため、当該差圧計を点検・修理	G III	
32	6号機	制御棒（34-31）の挿入時間調整の際、制御棒位置指示系に「制御棒位置検出器異常」警報が発生したため、調査後、対応検討	G III	
33	集中環境施設	低電導度ドレン系機器ドレン廃液サンプルポンプ（A）の軸封部より水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	G III	